

(参考資料) 1. 各事業所管大臣の所管事業一覧

○ 対内直接投資および特定取得において各事業所管大臣の所管する事業はおよそ次のとおりです。なお、△印は経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても不明のときは、直接省庁にお尋ねください。

	(備 考)
1. 内閣総理大臣所管事業	
(1) 警察庁所管	
○自動車運転教習所	
○警備保障	
○風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管）	
○質屋	
○中古品の売買	
(2) 金融庁所管	
○特定目的会社（SPC）	
○銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業	・労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管。
○投資コンサルタント（△）	・投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管。
○クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る）（△）	・キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管。
2. 財務大臣所管事業	
○貴金属（金属製品を除く）の売買（△）または輸出入（△）	・貴金属（アクセサリ）の加工は経済産業大臣所管。
○酒類、たばこまたは塩の製造、売買または輸出入（△）	
○通関業（△）	
3. 農林水産大臣所管事業	
○農林水産（畜産を含む）	
○農林水産物（畜産物を含む）の売買、輸出入（△）	
○次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたはたる・おけ材は△）、売買（機器、加工真珠または木材チップは△）、または輸出入（△）、リース	
・食料品、飲料（酒類は含まない）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）	
・食用アミノ酸	・グルタミン酸ソーダ
・イーストまたは酵母剤	
・動植物油脂	・飼料
・氷	・肥料（△）

- ・農薬（厚生労働大臣と共管）
 - ・動・植物用医薬品 ・動植物用医療機器
 - ・農業用機械（△） ・農業用トラクター
 - ・農器具（△） ・温室
 - ・園芸用品 ・生糸
 - ・麻のねん糸 ・木材
 - ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない）
 - ・真珠（養殖・加工剤を含む。）
 - ・装身具（真珠を含む場合に限る。）（△）
 - ・栄養食品（厚生労働大臣と共管）
 - ・健康食品（厚生労働大臣と共管）
 - ・なめし前の皮（△）
 - ・精洗前の羽毛（△）
 - ・食品添加物（厚生労働大臣と共管）
 - ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管）
 - 農林園芸用施設の資材の製造販売
 - 木材薬品処理業（△）
 - 造園業
 - 土地改良事業（国土交通大臣と共管）
 - 給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）
 - 動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）
4. 厚生労働大臣所管事業
- 次に掲げるものの製造、売買、リース、輸出入（△）
 - ・医薬品（動、植物用を除く）
 - ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）
 - ・医薬部外品（化粧品として使用されるものは製造、売買とも△）
 - ・化粧品（製造、売買とも△）
 - ・化粧用・薬用石けん（製造・売買とも△）
 - ・毒物・劇物（農業用は農林水産大臣と共管）
 - ・食品添加物（農林水産大臣と共管）
 - ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）
 - ・栄養食品（農林水産大臣と共管）
 - ・健康食品（農林水産大臣と共管）
 - ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても△）
 - ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも△）

- ・塗装した単板・合板は経済産業大臣専管。
- ・装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管。
- ・なめし皮は経済産業大臣専管。
- ・精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。
- ・羽毛の製造は「農林水産業」には含まれませんが、農林水産大臣所管となります。

- ・化粧用・薬用以外の石けんは経済産業大臣所管。

- ・ウーロン茶など健康茶も含まれます。

- ・眼鏡、コンタクトレンズ
- ・健康維持用品（△）
- 飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）
- 旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテルは国土交通大臣と共管）
- 洗濯
- 理容
- 美容
- 公衆、特殊浴場
- 映画館（△）
- 劇場
- 興行場
- 臨床検査
- 社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない）
- 情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業
- 労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣〈金融庁〉と共管）
- 私営職業紹介所
- 人材、要員の派遣*または斡旋（講師の派遣を含む）

- * 派遣先の指導系統に入って働くもの、派遣先の戦力となって働くもの以外は厚生労働大臣不要。
- ・要員の研修は厚生労働大臣不要。
- ・要員の派遣は陸上のみ厚生労働大臣。海上（船員）、空（乗務員）については国土交通大臣専管。

5. 国土交通大臣所管事業

- 運送
- 梱包（△）
- 鉄道
- 索道
- 港湾運送関連事業
- 運送代理店
- 運送の取次
- 船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋）
- しゅんせつ
- 廃油処理*
- サルベージ
- 海事業務（検数・検量・鑑定等）
- 急使サービス*

- ・自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管となります。
- ・外国における運搬業は国土交通大臣不要。

- * 船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれます。
- * 急使サービスとは信書を除く書類、書籍、

○船舶*、船用機器の製造（船舶専用でないものは△）、売買（△）、輸出入（△）またはリース	有価証券の集荷、配達のことです。 * 船舶にはヨット、ボートも含まれます。
○鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く）の製造、売買（△）またはリース	・ 運搬用機器は国土交通大臣不要。
○自動車の小売（△）、リース（△）	・ 自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。
○自動車の整備	・ 海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管。
○自動車ターミナル	・ 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管。
○航空機の小売（△）、リース（△）	
○航空機の整備	
○旅行	
○観光事業	
○国際観光旅館、ホテル（厚生労働大臣と共管）	
○倉庫	
○保管*	* 食品保管業は経済産業大臣、農林水産大臣と共管。
○駐車場	・ 原油・石油の貯蔵は経済産業大臣専管。
○自動車の競走場	
○遊園地	
○気象観測・予報等	
○建設業（土木工事、建築工事、電気工事（△）、通信工事（総務大臣と共管）、管工事、鉄骨工事、塗装工事、舗装工事、しゅんせつ工事、機械器具設置工事、造園工事*）	・ 壁、床、看板の企画、施工は国土交通大臣所管。 * 整地だけでなく植林をすれば造園業として農林水産大臣と共管となります。
○室内装飾業	
○土地改良事業（農林水産大臣と共管）	
○建設、不動産コンサルタント*	* 建材の施工に関する指導を含みます。
○建設設計	
○測量	
○自動車道事業	
○不動産の開発、売買または賃貸*、管理	* 石油貯蔵施設の賃貸は経済産業大臣専管。
6. 総務大臣所管事業	
○信書送達業*	* 郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うことです。
○放送業	
○電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む）	
○通信工事（国土交通大臣と共管）	
○宝くじの販売	

7. 文部科学大臣所管事業

- 出版業（△）
- 著作権に関する事業
- 出版物の製造、製作
- 学校、英会話教室、料理教室等*（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管）
- 宗教団体、宗教団体事務所
- 学術・文化団体
- スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売
- 廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）

・印刷物の企画、製作は出版に該当せず、文部科学大臣は不要です。

* 文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管。

・企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要です。

8. 経済産業大臣所管事業

- 輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業。

このうち経済産業大臣と他の大臣との共管として他の大臣の所管事業の項に掲げたもの以外のもので、参考となるものを挙げれば次のとおり。

- ・航空機（製造、卸売、輸出入）
- ・自動車（製造、卸売、輸出入）
- ・武器（製造、売買、輸出入）
- ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）
- ・フィルム（製造、売買、輸出入）
- ・貴金属（アクセサリー）の加工
- ・新聞業
- ・印刷業
- ・クレジットカード業*
- ・娯楽場、遊戯場（風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管）
- ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場（飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管）
- ・健康開発事業*
- ・スポーツ・プロモーション

・原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。

・原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管。

・油脂は石油に含まれません。

・加工は製造に含まれます。

* キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管。

・競技場の運営は厚生労働大臣不要。

* 健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要。

- ・興信所
- ・広告、宣伝
- ・経営コンサルタント業
- ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管）
- ・集金代行

9. 環境大臣所管事業

- 廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管）
- ペット・ペット用品小売業（△）*

・各種事業を営む支店、子会社の統括業務は経済産業大臣のみ。

* ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管。ペット用品小売業は経済産業大臣の専管。